

人材紹介基本契約書

●●●●(以下「甲」という)と HARVEY 株式会社(以下「乙」という)は、乙に対して行う人材紹介(以下「本業務」という)について、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(定義)

- 本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。
 - 人材紹介とは、乙が甲および求職者の申し込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
 - 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
 - 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む)をいう。
 - 理論年収とは、月次給与の12か月分(年俸制をとる場合は年俸額)、理論上の通年賞与および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対して支払われる諸手当(通勤手当を除く)の合計額をいう。
 - 本契約とは、乙が甲に対して人材紹介を提供し、甲が乙に対して紹介手数料を支払うことを約することをいう。

第2条(甲の通知・協力義務)

- 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定した場合、乙を通じて当該求職者に対して、直ちにその旨を通知し、採用条件兼内定通知書を交付しなければならない。なお、採用することを決定した場合において、求人票において予め明示された労働条件から変更(特定、削除または追加を含む)した労働常勤によって採用しようとするときには、甲は、当該変更内容について、乙に通知したうえで、自らの責任において速やかに求職者に明示しなければならない。
- 甲は、乙が紹介した求職者に関して、既に他の手段または人材紹介サービスなどにより応募があった場合には、乙にその旨を3営業日以内に、文書もしくは電子メールにて通知をしなければならない。なお、乙が求職者を紹介した後に、同一の求職者が他の手段により甲に応募した場合は、乙の紹介による応募として取り扱うことに同意をすることとする。
- 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることをあらかじめ承認する。
- 甲による採用内定通知後、求職者保護の観点から、求職者が同意をした場合を除き採用内定を取り消す事はできないものとし、また、甲が求職者の同意を得ずに採用内定を取り消し、その結果求職者が入社(入職)しなかった場合でも、甲は人材紹介手数料の支払いを免れないものとする。この場合、人材紹介手数料は採用内定取消時点で発生するものとする。
- 甲は、新規採用者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後6か月以内に退職(解雇による退職を除く)したときには、当該事実を速やかに乙に報告しなければならない。また、甲は乙から当該事実の有無について確認を受けた場合、これに協力するものとする。
- 甲は、乙の書面による承諾なくして、求職者の雇用について直接交渉をしないものとする。なお、甲が乙を通じて、求職者に対して採用条件兼内定通知書を交付する前に、求職者に対して直接連絡をとった場合は、違反があったものとみなすものとする。
- 甲は求職者がすぐに採用されなくとも、乙が求職者を甲に紹介した日より1年以内に甲、もしくは甲の系列事業所・法人に採用された場合には、契約期間終了後であっても、甲は乙に対して、本契約に基づく紹介手数料を支払わなければならない。
- 前項6・7のいずれかに違反した場合、または不当な手段により紹介料の支払いを免れ、もしくはその返金を受けるための行為をし、もしくはそれらの行為をしようとした場合は、違約金として仮にその求職者が甲の下で12か月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する額を、直ちに乙に支払うものとする。
- 紹介手数料の支払い遅滞による請求および、前項8記載事項の請求に関する手続費用(弁護士費用含む)について、甲の負担とする。

第3条(紹介料の支払いと支払い方法)

- 甲による求職者の採用が決定した場合、甲は乙に対して本業務の報酬を支払うものとし、その金額は新規採用者の理論年収の●%とする。
- 乙は甲に対して、前項1の報酬額およびこれに係る消費税を新規採用者の入社を確認後、請求するものとし、甲は、これを新規採用者の入社日当月末に乙指定の銀行口座に振込みにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。但し、返金時の振込手数料については乙負担とする。
- 紹介料の算出方法は以下とする。

【常勤職員紹介料算出方法】

$$\text{理論年収} = \text{「月額固定給} \times 12 \text{ か月} + \text{賞与算定基準額} \times \text{前年度実績賞与支給係数} \text{」}$$
$$\text{月額固定給} = \text{「基本給} + \text{家族手当} + \text{住宅手当} + \text{職務手当} + \text{その他手当} \text{」}$$

【非常勤職員紹介料算出方法】

$$\text{理論年収(非常勤)} = \text{「時給} \times \text{時間} \text{／日} \times \text{労働日数} \text{／週} \times 52 \text{」} + \text{「その他諸手当} + \text{賞与算定基準額} \times \text{前年度実績賞与支給係数} \text{」}$$
但し、紹介料の下限は●万(税抜)とする。

第4条(紹介料の返還)

- 新規採用者が、入社日より3か月未満の期間内に甲を自己都合により退職した場合、又は新規採用者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る。)は、乙は甲に対し、紹介料のうち、新規採用者の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、甲が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は乙の負担とする。)なお、求職者の退職から1か月を超えた後に乙が連絡を受けたものに関しては返還しないものとする。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1週間未満	100%
1週間以上 2週間未満	70%
2週間以上 1か月未満	50%
1か月以上 3か月未満	30%
3か月以上	0%

第5条(採用決定における契約当事者の責任)

- 甲は、求職者の提出する履歴書、職務経歴書、資格証明書などを含む応募書類については、求職者の責任において作成されたものであることを認め、その提出書類に関する責を乙は負わないものとする。
- 乙は、紹介による採用成立を保障するものではなく、求職者が内定または入職を辞退した場合でも甲に対して一切の責を負わず、補填も行わないものとする。また、乙は求職者の能力、入社後の勤務状況、その他に対してもこれを保証するものではなく、甲に対して一切の責を負わず、補填も行わないものとする。

第6条(人材紹介手数料の支払い期限等)

甲が乙に支払うべき金額が支払期限までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払遅延日数に応じ、支払遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した額を、遅延損害金として請求することができるものとする。

第7条(守秘義務)

- 甲および乙は、本契約の遂行に際して得た情報(甲乙の会社情報および乙が紹介した人材の個人情報(不採用の者も含む))を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならず、相互に守秘義務を負うものとする。

第8条(個人情報)

- 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。

2. 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報について、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。
3. 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。
4. 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

第 9 条 (法令遵守)

1. 甲および乙は、求職者を採用・雇用し、または本業務を遂行するにあたり、関係諸法令 (労働基準法、労働契約法、職業安定法等) の定める求人者または職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

第 10 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は以下のとおり表明、保証および誓約する。

(1) 暴力団、暴力団関係者その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」という) にこれまで該当せず、今後も該当しないこと。

(2) 自己の関係会社または自己もしくは自己の関係会社の役員もしくは主要な従業員に、反社会的勢力が含まれておらず、今後も含まれないこと。

(3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為を行わないこと。
2. 当事者の一方が前項の表明、保証または誓約に違反した場合、当該当事者は相手方当事者が被った全損害を賠償するものとする。

第 11 条 (契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、契約日から 1 年間とする。なお、期間満了 1 か月前までに、甲乙の双方から意思表示がなされないときは、本契約は更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 12 条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の次号のいずれかに該当した場合、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

(1) 本契約 (第 10 条を除く) に違反し、相当の期間を定めて催告したものの、違反事実が是正されない場合

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けた場合

(3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始等の申立てを受け、または自ら申立てた場合

(4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があった場合

(5) 手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは債務超過となった場合

(6) 法人を解散した場合。但し、あらかじめ相手方が書面による承諾をしたときには、この限りではない。

(7) 乙が関連諸法令に違反し、事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかった場合

(8) その他前各号に準ずる行為があった場合

第 13 条 (紛争解決)

1. 本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

●●●●年●月●日

甲

法人名 (屋号)

住所

役職・締結社名 ㊞

乙

HARVEY 株式会社

愛知県名古屋市昭和区阿由知通 1-5-3

代表取締役 平林 貴 ㊞